

海外労働事情

イギリス

EU新規加盟のブルガリア、ルーマニアからの労働者受入れを制限

制限の概要

— 明暗分かれた東欧諸国 —

イギリスは○四年五月のEU第五次拡大の際、アイルランドやスウェーデンと並んで労働市場を開放した数少ない国のひとつ。イギリス政府は東欧八カ国(Accession 8=A8)からの移民労働者向けに労働者登録計画(WRS)(1)を新設し、受入れを開始したところ政府予想(年間一万四〇〇〇人)を大幅に上回る東欧からの移民がイギリスに流入した。

○七年一月のEU第六次拡大で加盟したブルガリア、ルーマニア(A2)に対して第五次拡大の時と同様に労働者登録計画を適用するのかが注目されていたが、○六年一〇月リド内相が示した方針によれば、前回とは異なって労働者登録計画は適用しない。ただし、単純労働については既存の受入れ制度(季節農業等労働者制度(SAWS)(2)、業種別割当計画(SBS)(3)の枠をA2出身の移民に優先的に割り振り、年間

二万人程度を受け入れる。加盟時期の違いによって異なる英国の対応について、ブルガリア政府は「A8と同様の扱いを望む」としたほか、チェコも「旧加盟国の動きはEUの経済発展を阻むものだ」と発言、イギリスの対応を批判した。

移民の増加に社会不安を感じイギリス国民

英紙フィナンシャル・タイムズが行なった世論調査によれば「移民は経済に悪影響を与えている」「A2からの移民がイギリス経済に打撃を与える」と考えるイギリス人がそれぞれ五〇%、四六%に上り、移民が経済にプラスの影響を与えると主張するイギリス政府や欧州委員会の見解と大きな隔たりを見せている(4)。



イギリス経済は一九九二年の下半期から景気拡大を続けており、移民の受入れに比較的寛大な姿勢を見せていたが○五年以降、規制を強める方向に政策転換した。また○五年七月に発生したロンドン地下鉄同時爆破テロ以降、国境管理強化の重要性が増しており、今回の世論調査の結果は、移民の増加による社会不安の高まりをあらわしたものと見える。

東欧諸国移民に対する社会統合施策の必要性高まる

東欧からの移民はロンドンなどの大都市に限らず、イングランド中部などの地方都市に分散し、さまざまな影響をもたらしている。移民受入れの経験に乏しい地方都市にとって東欧出身

の移民への対応には課題が多いのが実情。中でも問題になるのが住宅や子供の教育だ。

労働者登録計画に関する統計によれば、○四年に家族を帯同していた移民労働者は全体の四・九%に過ぎなかったのが、二年後には九・三%に増加している。これに伴い帯同する子供の数も二四七〇人から五八八五人に倍増している。労働者登録計画による就労の場合、流入する移民数を地方都市がコントロールすることは困難なため、中央政府による支援を求める声が高まっていた。これを受けてリド内相はA2を対象とする受入れ制限の発表に関し、移民の流入が地方都市にもたらす問題についてコミュニティ・地方自治省(DCLG)と連携し対処するとはたほか、子供の教育については教育技能省(DfES)が移民の子供を対象とする教育向けのファンドを設立し四〇万ポンドの予算を組むとしている。

受入れの現場では

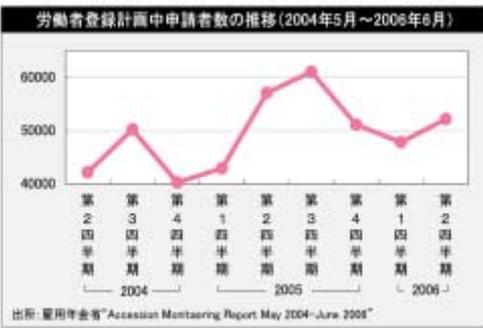
— レクサム市の場合 —

北ウェールズのレクサム市にあるピクトリア小学校では、英語を母国語としない児童の数が全校生徒に占める割合は○五年時点で五%だったものが○六年では一一%にまで上昇した。こ

れら児童の出身国ではポーランド人の子供が最も多く、○六年度の新入児童七〇名のうち約五〇名をポーランド人が占めていた。同校ではポーランド語を話すことのできる教員の配置を行なうなどの措置を取っている。

〔注〕

- 労働者登録計画(WRS)はA8らの労働者は仕事を始めて一カ月以内に労働者登録計画の登録申請を行わねばならない。登録後一二月間、合法的に就労した労働者には欧州経済地域(EEA)在住許可証が付与され、労働者登録計画の管理対象から外れる。
- 欧州経済地域外に居住する一八歳以上の学生が季節農業労働に従事することを許可する制度。数量割当制が取られており、○五年の受入れ枠は一万六二五〇人。
- EEA外の労働者が単純労働に従事することを許可する制度。SAWSと同様に数量割当制が取られ、○五年の受入れ枠は三五〇〇人。
- 欧州委員会が○六年二月に発表した報告書(Free Movement of Workers since the 2004 Enlargement Had a Positive Impact Commission Report Finds)は「EU拡大後の東欧圏からの労働者の流入が、欧州経済全体にプラスの影響を与えている」とした上で、イギリスに関しては「新



2006年全国最低賃金一覧

省区市	実施日	最低賃金額(元/月)			
北京	2006/7/1	640			
天津	2006/4/1	670	650		
河北	2006/10/1	580	540	480	440
山西	2006/10/1	550	510	470	430
内蒙古	2006/10/1	580	520	460	400
吉林	2006	590	480	420	
黑龙江	2006/5/1	510	460	410	
上海	2006/5/1	620	590	475	450
江苏	2006/10/1	750	620	520	420
浙江	2006/9/1	750	670	620	540
安徽	2006/10/1	520	500	460	430
福建	2006/8/1	650	600	570	550
江西	2004/9/1	360	330	300	270
山东	2006/10/1	610	540	480	430
河南	2005/10/1	480	400	320	390
湖北	2005/3/1	460	400	360	320
湖南	2006/7/1	600	500	480	450
广东	2006/9/1	780	690	600	500
广西	2006/9/1	500	435	390	345
海南	2006/7/1	580	480	430	
重庆	2006/9/1	580	480	440	
四川	2006/9/11	580	510	450	400
贵州	2006/10/1	550	500	450	
云南	2006/7/1	540	480	420	
陕西	2004/11/1	495	470	445	
甘肃	2006/10/1	540	500	460	420
宁夏	2006/8/25	430	400	360	320
青海	2006/7/1	480	450	440	
新疆	2006/3/1	450	420	380	
台湾	2006/5/1	670	620	580	550
香港	2006/8/1	650	600	500	480
澳門	2005/7/1	600	550	480	440
深圳	2005/7/1	810	700		

出所:中国労働社会保障部Webページ

二〇〇六年の全国最低賃金額が調整を終え、一月に決定された。各省、区、市の最低賃金額は別表のとおりである。

中国における最低賃金は、「労働法」および「企業最低賃金規定」に基づき、従業員本人と平均扶養人数の最低生活費用、社会平均賃金水準、就業状況、当該省区市の都市および農村に

中国

二〇〇六年全国の最低賃金決定状況

規加盟国の労働者に対して制限を設けなかったことが経済成長につながった」と分析している。

(国際研究部 淀川京子)

おける経済発展水準の格差、パートタイム労働の安定性や福祉待遇等が考慮され、調整のうえ、年一回の審査を経て確定されるものである。最低賃金は、最低労働報酬であり、原則的にこれには、時間外勤務手当、夜勤手当、高温・低温・坑内・有毒・有害な環境等での労働報酬を含まない。また、「企業最低賃金規定」によると、労働保険、福祉待遇等は最低賃金に含まれない。

(注) 詳しくは、二〇〇四年海外基礎情報「中国(1.賃金(3)最低賃金)」http://www.jit.go.jp/foreign/basic_information/2005/china.htmを参照。

野村かすみ (国際研究部 主任調査員)

ドイツの失業者数、失業率

年	月	失業者数(千人)				失業率 (%)	
		合計	男性	女性	20歳未満		
2006年	11月	3,995	1,987	2,008	90	1,494	9.6
	10月	4,084	2,033	2,051	101	1,535	9.8
	9月	4,238	2,121	2,117	124	1,571	10.1
	8月	4,371	2,199	2,173	142	1,598	10.5
	7月	4,386	2,234	2,152	119	1,622	10.5
	6月	4,399	2,276	2,122	97	1,639	10.5
	5月	4,535	2,378	2,157	99	1,648	10.8
	4月	4,790	2,570	2,220	107	1,673	11.5
	3月	4,977	2,732	2,245	114	1,697	12.0
	2月	5,047	2,778	2,269	114	1,688	12.2
	1月	5,010	2,734	2,277	110	1,607	12.1
	2005年	12月	4,604	2,433	2,171	108	1,484
11月		4,529	2,358	2,171	113	1,471	10.9
10月		4,554	2,367	2,187	123	1,481	11.0
9月		4,646	2,423	2,223	142	1,492	11.2
8月		4,798	2,512	2,286	155	1,509	11.6
7月		4,837	2,555	2,282	138	1,527	11.7
6月		4,781	2,552	2,229	106	1,517	11.5
5月		4,884	2,627	2,257	106	1,532	11.8
4月		5,052	2,744	2,308	114	1,546	12.2
3月		5,266	2,930	2,336	126	1,553	12.7
2月		5,288	2,939	2,349	131	1,547	12.7
1月		5,087	2,828	2,258	122	1,522	12.3

出所:連邦統計庁ホームページ

ドイツ

一・二月の失業者数、四年ぶりに四〇〇万人を割る

ドイツの一・二月の失業者数は、二〇〇二年一〇月以来四年ぶりに四〇〇万人を下回り、三九九万五〇〇〇人となった。失業率も前月より〇・二ポイント低い九・六％であった。好景気と雇用情勢の改善を反映して、失業保険の保険料率(現行六・五％)は、〇七年一月より当初予定されていた四・五％より〇・三％低い四・二％に引き下げられることとなった。

一・二月の雇用失業情勢

ドイツの一・二月の失業者数は、四年ぶりに四〇〇万人を下回り、

三九九万五〇〇六人となった。これは一〇月に比べると八万八九〇二人少なく、前年同月より五三万六二〇六人少ない数字である。女性の失業者数は前年同期比七・五％減の二〇〇万七五九二人、男性は同一五・七％減の一九八万七四五〇人。若年の失業者数は、二〇歳以下が前年同期比二〇・八％減の八万九八五三人、二五歳以下が同一〇・三％減の四二万六八四五人であった。高齢の失業者数は、五〇歳以上が前年同期比八・四％減の一〇六万八四五人、五五歳以上が同六・九％減の五二万四五一四人となっている。長期失業者数は、前月より四万五四六人少ない一四九万四四一八人であった。失業者数は二月にはまだ五〇

〇万人を超えていたが、好景気を背景に急速に改善した。失業率も二月の一・二％から一月には九・六％まで低下した。失業率は通常冬季には悪化するが、今年は穏やかな天候のおかげで一〇月の九・八％からさらに〇・二ポイント改善した。旧西独地域の失業者数は二六七万二二九人(失業率八・〇％)、旧東独地域は一三二万二九七七人(同一五・五％)であった。

好景気は雇用情勢にも好ましい影響を与えている。労働市場政策を管轄する連邦雇用エージェンシーには、一月に前年同月を一八万七〇〇〇件上回る六〇万八九〇〇件(四四・四％増)の求人が登録された。一〇月の就業者数は、九月より一八万一〇〇〇人多い三九六万七八〇〇人(〇・五％増)。九月の社会保険義務を伴う就業者数も八月を三〇万四五〇〇人上回る二六八万二九〇〇人(一・一％増)であった。

連邦統計庁によると、〇六年のドイツ経済は、第一四半期〇・八％、第二四半期一・一％、第三四半期〇・六％成長した。国際通貨基金(IMF)は一二月、〇六年のドイツの経済成長が二・五％以上になるとの予測を発表した。このような大幅な成長は二〇〇〇年以来的ことである。専門家の多くは来年についても楽観的な経済見通しを示している。IMFは〇七年の経

海外労働事情

を一・五%と予想している。

連邦雇用エージェンシーは、〇七年の平均失業者数が今年度の四五〇万人から来年度は四三〇万人に減少すると予測している。経済大臣の諮問機関の総合経済発展鑑定評価専門委員会は、約四二〇万人まで減少すると予想する。同委員会のベルト・リユルツ委員長は、「雇用に配慮した賃金政策、企業のリストラ策の成功、ハルツ第IV法の効果および輸出の増加によって、〇五年末に始まった好況が、この喜ばしい展開をもたらしている」と語った（ハンデルスブラット紙）。

失業保険の保険料率の引き下げ

〇五年一月に発足した大連立政権は、企業の国際競争力を向上させるため、社会保険料率の労使負担を四〇%以下に引き下げる目標を掲げ、その一環として、〇七年一月より失業保険料を六・五%から四・五%に引き下げることで合意した。

〇六年に入って雇用情勢が好転し、連邦雇用エージェンシーの財政状況も著しく改善した。一月だけで約二〇億ユーロの剰余金が発生し、今年一月から一月までの黒字累計が九八億八〇〇〇万ユーロに達した。一年前の〇五年一月には六億二一〇〇億ユーロの赤字を計上しており、〇六年予算では一八億ユーロの剰余金しか計上されなかった。連邦雇用エージェンシーは、〇六年の剰余金の合計が一〇五億から一一〇億ユーロに達すると見込んでいる。

このため、政府は、失業保険の料率を四・五%からさらに〇・三%引き下げ、〇七年から四・二%にすることを決定し、連邦議会においてもこれが承認された。四・二%の保険料は、総額四三七億ユーロに相当する。失業保険料率の二・三%の引き下げにより、労使の保険料負担が

二〇〇億ユーロ軽減される。このうち六五億ユーロは〇七年一月より一六%から一九%に引き上げられる付加価値税の財源が割り当てられ、残りの一三五億ユーロは連邦雇用エージェンシーの経費削減によって賄われる。失業保険の被保険者一人当たりでは、約七七〇ユーロ負担が減少する。

連邦雇用エージェンシーの〇七年予算では、労働市場政策にかかる経費として、〇六年より一七億ユーロ多い総額一三〇億ユーロが計上されている。失業者数が減少しているにもかかわらず、若年者、低資格者や高齢者の就業機会の拡大を目的とした積極的労務支援策に対しては、前年と同等の三三億ユーロの予算が割り当てられる。失業給付については、年間約一四〇万人の受給者を見込んでおり、二一七億六〇〇〇ユーロの予算を計上している。

約一〇〇億ユーロにのぼる連邦雇用エージェンシーの剰余金により、失業保険の料率を四・二%に引き下げても、二〇一〇年までは安定した資金調達が可能になると見込まれている。

【参考】

ハンデルスブラット紙（二一月一・二・三日付）
連邦雇用エージェンシー・ホームページ

ホームページ

（国際研究部）

フランス

保育サービスの多様化で働く母親の「仕事と育児」の両立をサポート

二〇〇六年一月七日、政府は五カ年の「乳幼児プラン」を発表した。三歳未満の乳幼児を預かる託児所の充実が最大のポイント(1)。公立の託児所の定員増加、企業内託児所設置促進策により、乳幼児を抱える母親の「仕事と育児」の両立をサポートする。

公立託児所の定員増を計画

今回のプランの中心となるのは、保育サービスの多様化。フランスの保育サービスは、これまで在宅保育サービスが主流であった。しかし、出産後少しでも早い仕事への復帰を希望する女性の増加に伴い、在宅保育サービスは限界を迎えていた。そこで政府は、公立の託児所の定員増加を計画。二〇〇七年から二〇一二年までに、毎年一万二〇〇〇人ずつ増やし、最終的には三六万二〇〇〇人の受け入れを可能にする。

託児所が少ない農村地域など

については、「ミクロ託児所」を実験的に導入する。これは、集合住宅やビルの一室で、数人の保育士が三〜九人の乳幼児を預かるというもの。さらに、企業内託児所の設置を促進する。現在、企業内託児所の運営費用の七五%は、自治体による補助金と減税措置によって賄われている。今後は、家族手当(金庫)による支援も導入することにより、企業のコスト負担をさらに減らし、企業内託児所設置の促進を図る。

保育サービスの整備が課題

少子化からの脱却に苦勞する国が多いなか(2)、フランスは「フルタイムで働く女性も多く、出生率低下も克服した」という非常に特殊なケースとされる(4)。二四〜四九歳の女性の就労率は八二%と、ヨーロッパで最も高いにも関わらず、出生率もEU二五カ国のうちアイルランドに次いで二番目に高い。出生数は年間八〇万人以上にのぼる。この背景には、「出産、育児、養育を支援する」という明確な目的のもとに政府が積極的に整備してきた、家族に対する手厚い経済的支援(5)や休暇制度が存在するといわれる。しかし、こうした家族給付の充実が図られる一方で、「保育サービス」の整備の遅れがかねてより指摘されてきた。



託児支援策の強化に着手

フランスでは、市町村の財政難が原因で託児所の受け入れ能力が頭打ちになり、その後も託児所の整備はなかなか進まなかった。しかし、経済的支援や休暇制度を充実させるだけでなく、育児そのものへのサポートを希望する母親たちの声を受け、政府はまず、家庭における託児支援策の強化に着手した。その代表的なものが「認定保育ママ (Assistants maternelle)」である。

これは、一定の要件を備えた者を「保育ママ」として認定、登録する制度(6)。認定を受けた保育ママは、親と雇用契約を結び、その親の家かもしくは自分の家で子どもの世話をする。現在、認定保育ママとして登録している者はおよそ三四万人。ちなみに、認定保育ママを利用する親は、保育ママの賃金だけでなく社会保険料も負担しなくてはならない。こうした費用は、「乳幼児迎え入れ手当」(7)から「六歳未満の子どもの保育費用」として補助されている。この認定保育ママが、現在のフランスの保育サービスの約七割を担っているとされる。しかし、手当があるとはいえ親の経済的負担は大きい。

出産休暇の柔軟化も提起

今回のプランでは、育児サ

ビスの多様化の一環として、「出産休暇の柔軟化」も提案された。現在、女性は出産前に六週間、出産後に一〇週間の出産休暇を取得する権利がある。しかし政府は、出産後の若い母親が新生児とより多くの時間を過ごせるようにするために「計一六週の出産休暇のうち一三週を自由裁量に委ねる」という、規定の緩和を提案している。妊娠経過が順調で本人が希望する場合、医師の同意のもと、出産前の休暇の一部を出産後に振り替えられるようにするというもの。この点については、医療専門家および労使代表との間で協議が予定されている。

経済的支援中心から、保育サービスの多様化にも着手したフランスの両立支援策。今後、このプランが実際にどのように実行されるのが、注目される。

【注】

1. フランスで三〜六歳の子どもの、ほぼ一〇〇%が幼稚園(Ecole Maternelle)に通う(法律上就学が義務付けられる年齢は六歳)。なお、幼稚園は教育省の所管である。三歳未満の子どもの預かる施設には、公的・私的なものが併存している。公的サービスには、自治体が組織し資金を出している託児所(Crèches)があり、約一八・二万人が入所している。しかし、三歳未満の人口(約二二七万人)に対する割合は八・〇%にとどまる(二〇〇二年、EU統計局資料による)。仕事をもち親たちにとって、幼稚園に通う前の三歳未満の乳幼児の世話が、大きな悩みの種となっている。



2. フランスの家族給付は、家族手当公庫が管理運営している。家族手当公庫の財源は、企業からの拠出、一般社会税、国庫からの拠出など幅広い。なお、フランスの家族給付及び家族政策の変遷等については、日本労働研究機構特別レポートVol.5「フランスの家族政策、両立支援策、及び出生率上昇の背景と要因」に詳しい。

3. OECD加盟二四か国(一人あたりGDP一万ドル以上)における女性労働力率と合計特殊出生率は、「労働力率の高い国ほど出生率が高い」という正の相関関係にある(二〇〇〇年)。しかし、一九七〇年には、出生率と女性労働力率とは負の相関関係にあり、八〇年代の半ばを境に関係が変化している。このことから、女性労働力率と出生率の関係は、どちらかが上がれば他方も上がるという固定的な関係にあるのではなく、両者に関係するような社会環境(施策・制度・価値観等)があり、この三〇年間にこれらが変化したものと推測される(男女共同参画会議の「少子化と男女共同参画に関する社会環境の国際比較」二〇〇五年九月)。

4. フランスの合計特殊出生率は、一九九〇年代後半には一・七にまで低下した。その後は反転し、二〇〇三年には一・八九まで回復している(日本は二〇〇三年に一・二九)。

5. フランスの家族給付には、いわゆる児童手当も含めて三〇種類もの手当があり、さらに、生活困窮者や低所得者を対象としたものではなく、一般世帯全体を対象としている点に特徴がある。

6. 一九七七年に「認定保育ママ」資格が法で定められ、一九七九年の通達により制度化された。

7. 二〇〇四年に、従来の乳幼児手当、認可保育ママ雇用手当、養育手当、養子手当を再構成したものと導入された。三歳未満の乳幼児を保育する者に対する給付。具体的には、①第一子から基礎手当として、月収四一〇〇ユーロ(約六三万円)以下に家庭に、月一六五・二二ユーロ(約二・二万円)を三年間支給する、②出産時には、出産先行手当として、八二六・一〇ユーロ(約一・一万円)を妊娠七ヶ月目から出産一ヶ月後の間に一括して支給する(所得制限あり)、③子ども一人の場合には六ヶ月まで、子ども二人以上の場合には三歳まで、父母のどちらかが職業活動を中断した場合、月三四七・四二ユーロ(約四・七万円)が三年間支給される(①と併給可能)。

④保育ママを雇った場合、託児所に預けた場合との差額分を補填する——等。

(国際研究部 町田敦子)